

部名	課名	室・係名	事務分掌
	文化・スポーツ課	文化係	(1) 文化財審議会に関する事。 (2) 文化財の保護に関する事。 (3) 郷土資料館に関する事。 (4) 文化振興に関する事。 (5) 文化施設に関する事。 (6) 文化諸団体に関する事。 (7) きらり鎌ヶ谷市民会館に関する事。
		スポーツ係	(1) スポーツの推進に関する事。 (2) スポーツ推進審議会に関する事。 (3) スポーツ推進委員に関する事。 (4) スポーツ団体の育成指導に関する事。 (5) スポーツ指導者の育成に関する事。 (6) スポーツ施設の管理及び運営に関する事。 (7) スポーツ施設誘致委員会に関する事。